

「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の改正について

○「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の策定及び改正の経緯

改正消防法に基づき住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置を推進するため、平成 20 年に、国、地方、関係業界・団体等の代表からなる「住宅用火災警報器設置推進会議」を設置し、平成 23 年には、同会議の名称を「住宅用火災警報器設置対策会議」と改め、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、地域社会における働きかけの強化、奏功事例等の積極的な周知、設置の定着のための適切な維持管理の広報等の取組を進めてきた。

平成 27 年には、住警器の新築住宅への設置義務化から 10 年近く経過し、火災時に住警器が適正に作動するように、適切な維持管理（点検・交換）の広報を推進する必要があることから、基本方針の一部改正を行い、具体的な維持管理の方法等について追加したところである。

○住宅用火災警報器設置対策基本方針の改正案

(1) 経緯

平成 23 年の住警器設置の完全義務化から 10 年近くが経過し、住警器の設置率は 82.6%、条例適合率は 68.3%まで上昇した（令和 2 年 7 月 1 日時点）。

住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）は平成 17 年の 1,220 人をピークに減少しており、住警器の普及が大きな要因であることが考えられ、引き続き、地域社会等を中心に、未設置世帯に対して設置を働きかける必要がある

一方で、住宅用火災警報器の調査を行った世帯の約 2%で住警器の故障や電池切れなどが確認されており、今後、多くの世帯が住警器の交換期限を迎えるなか、適切な維持管理が行われない場合は、住宅火災の死者数が再び増加に転じることが懸念される状況である。

以上のことから、「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」と改め、住警器の未設置世帯に対する設置の推進とともに、火災時に住警器が適正に作動するよう、定期的な点検や、住警器の交換など維持管理の促進についてもより強力に働きかけを行っていく必要がある。

(2) 基本方針の改正案（概要）

① 住警器の維持管理に関する広報の推進

従前からの維持管理等の広報に加え、本体交換の際には、連動型住警器や火災以外の異常を感知して警報する機能を併せもつ住警器など付加的な機能を併せ持つ機器の設置や、音や光を発する補助警報装置の設置など、各世帯が住宅の構造や世帯構成に応じて適切な機器を選択できるように、これらの機器についての周知も行う。

- ② 消防機関における住警器の維持管理に関する支援体制の構築・強化
消防機関においては、広報により関心を持った地域住民に対して、維持管理等の行動に確実に結びつくような取組を進めることが重要である。

具体的には、地域や事業所等における連動型住警器等の共同購入の推奨による費用負担の軽減、相談窓口の設置、交換の際の住警器の取付支援など、維持管理等に係る地域住民のニーズに適切に対応できるように、支援体制の構築・強化を図る。

- ③ 民間事業者、団体等との連携強化

住警器の販売事業者や住宅へ訪問する機会が多い事業者・団体等（家電小売店、ホームセンター、電気事業者、ガス事業者、住宅産業・不動産関係者等）に対し、住警器の維持管理等について、正確な情報を共有すると共に、周知等への協力を依頼する等の連携体制の構築を図る。